

地域水利施設活用事業（県営造成施設）実施要領

平成 22 年 3 月 25 日 22 農村第 1 9 9 号

平成 23 年 5 月 17 日 23 農保第 9 8 号

平成 24 年 4 月 1 日 24 農村第 4 1 2 号

平成 26 年 4 月 1 日 26 農村第 7 9 5 号

平成 30 年 3 月 30 日 29 農村第 6 2 7 号

令和 4 年 4 月 1 日 4 農村第 1 4 7 3 号

最終改正 令和 5 年 5 月 22 日 5 農整第 6 5 0 号

第 1 目的及び趣旨

農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設のほとんどは土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、担い手への農地集積による組合員減少、農産物の価格低迷による農家所得の減少等により、土地改良区の管理体制が弱まりつつある。

一方、近年の都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受する地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、環境との調和への配慮、安全管理の強化等、さらに複雑かつ高度な管理が必要となってきた。また、近年においては、農業水利施設の老朽化や気候変動の進展が指摘される中、集中豪雨の発生頻度の増加等に配慮した整備、突発事故や異常気象等非常時の対応に対する住民意識の一層の高まりなど、防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況も変化が生じており、これらに対応した的確な施設の操作を行うために管理者の管理技術の向上、管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となってきた。

このような情勢に対応し、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能を発揮するため、多面的機能をめぐる状況の変化を踏まえ、地域防災や環境保全に対応するために必要となる活動、体制整備・強化等に係る支援を行う地域水利施設活用事業（以下「事業」という）を実施し、県営造成施設の管理の適正化に資するものとする。

第 2 事業の内容

県営造成施設を管理する土地改良区および土地改良区連合の管理体制を整備するため、管理体制の整備・強化に対する支援（以下「支援事業」という）を県と市町とが連携を図りつつ行うものとする。

- (1) 当該地区における当該年度の管理に要する費用のうち、農業水利施設の多面的機能の発揮に要する費用（以下「多面的経費」という）に対する支援とする。支援費の構成については、別紙 1 のとおりとするが、対象経費は原則として毎年度経常に必要な経費とし、大規模な機器の更新、修繕等については、土地改良施設維持管理適正化事業、地域農業水利施設ストックマネジメント事業等の国庫補助事業を計画的に導入すること。

なお、多面的経費は当該地区において体制整備の一環として行う管理に要する費用に 0.375 を乗じた額を上限とする。

- (2) 県と市町は、事業の実施に当たっては、その円滑な推進を図るため、土地改良区および土地改良区連合と密接な連携を図るものとする。

第3 事業主体および負担区分

事業主体及び負担区分は次によるものとする。

事業主体	負担区分	
	県	市町
市町	50%	50%

第4 事業の採択要件

県営造成施設（農業水利施設）を管理する土地改良区及び土地改良区連合を対象とし、土地改良施設台帳が整備されていること。

第5 支援事業に係る手続き等

1 申請及び決定

- (1) 支援事業を実施しようとする市町長にあつては、事業採択申請書（様式1号）に管理体制整備実施計画書（様式2号）を添付して知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、その旨を市町長に通知するものとする。
- (3) 市町長は、(2)の規程による通知を受けたときは、遅滞なくその旨を土地改良区等に通知するものとする。

2 計画の変更

管理体制実施計画を変更する場合は、事業の申請と同様の手続を行うものとする。

3 実績報告

市町は、知事に毎年度事業の実績報告書（様式7号）を事業完了した日から20日以内、または翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

第6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、詳細な運用事項は別に定める。
- (2) 補助金交付に関しては、「農村振興課・農地保全整備課所管補助金等交付要綱」による。

付則

- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年5月17日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年5月22日から施行する。

様式1号

地域水利施設活用事業（県営造成施設）採択申請書

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

市 町 長

令和 年度から下記土地改良区について、地域水利施設活用事業を実施したいので採択されたく、地域水利施設活用事業（県営造成施設）実施要領第5の1（1）に基づき、管理体制実施計画書を添えて申請します。

記

支援対象土地改良区名	備 考

※ 複数市町にまたがる場合は、関係市町名を備考欄に記入

様式2号

管理体制実施計画書

市 町 名

1. 地区概要

土地改良区名	地区受益面積	受益農家戸数

2. 施設調書（管理体制整備強化支援対象施設に限る）

施設名	施設規模

3. 事業実施理由

※土地改良区管内図に土地改良区区域と事業対象施設を記入した図面を添付
（支線用排水路、末端パイプライン等、管内図に図示できない物は、別途施設管理図
及び内訳の分かる資料を添付すること）

様式3号

地域水利施設活用事業（県営造成施設）採択通知書

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

市 町 長 様

福 井 県 知 事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記土地改良区
について、事業実施土地改良区として採択したので通知します。

記

土地改良区名	備 考

※ 事業開始年度を備考欄に記入

様式4号

管理体制実施計画変更手続報告書

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

福井県知事 様

市 町 長

地域水利施設活用事業（県営造成施設）の事業実施計画を変更したいので、地域水利施設活用事業（県営造成施設）実施要領第5の2により報告します。

記

1. 土地改良区名

2. 管理体制実施計画書（変更）

※様式第2号により、変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

様式5号

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

福 井 県 知 事 様

市 町 長

令和〇〇年度 地域水利施設活用事業（県営造成施設）補助金交付申請書

令和〇〇年度地域水利施設活用事業（県営造成施設）について、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的

農業水利施設のもつ多面的機能の発揮について地域の適切な取組みを促進するため、土地改良区の管理体制を整備する。

2. 補助事業の完了予定期日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 交付申請額

金 円

関係書類

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要
- (2) 収支予算書

様式 6 号（交付決定）

福井県指令〇 〇 第〇〇号

市 町 長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、令和〇〇年度地域水利施設活用事業（県営造成施設）補助金については、福井県補助金交付規則（昭和46年福井県規則第20号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各農林事務所長
嶺南振興局農村整備部長
嶺南振興局二州農林部長

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった、地域水利施設活用事業（県営造成施設）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
 - (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、または廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときまたは補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 7 補助事業者は、補助事業が完了したときは、すみやかに知事に実績報告書を提出し、検査を受けなければならない。
- 8 補助事業者に交付すべき補助金は、前号の検査終了後適当と認める額を確定する。

- 9 補助事業者は、「福井県補助金等交付規則」（昭和46年福井県規則第20号）および「農村振興課・農地保全整備課所管補助金等交付要綱」に従うこと。
- 10 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、別に定める期間内において補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 11 補助事業者が、前号の承認により財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- 12 この補助事業については、県監査委員の監督を受けることがある。

福 井 県 知 事 様

市 町 長

令和〇〇年度 地域水利施設活用事業（県営造成施設）実績報告書

令和〇〇年〇月〇〇日付け福井県指令〇〇第〇〇号で補助金交付決定の通知があった令和〇〇年度地域水利施設活用事業（県営造成施設）が完了したので、福井県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の目的

農業水利施設のもつ多面的機能の発揮について地域の適切な取組みを促進するため、土地改良区の管理体制を整備する。

2. 補助金の交付決定額およびその清算額

金 円

3. 補助事業の実施期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

関係書類

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要
- (2) 収支清算書

様式 8 号 (額の確定)

福井県指令〇〇 第〇〇号

市 町 長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け福井県指令〇〇第〇〇号で交付の決定をした令和〇〇年度地域水利施設活用事業 (県営造成施設) 補助金については、福井県補助金交付規則 (昭和 4 6 年福井県規則第 2 0 号) 第 1 3 条の規定により次のとおりその額を確定したので通知する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各 農 林 事 務 所 長
嶺南振興局農村整備部長
嶺南振興局二州農林部長

記

1. 交付決定額 金 円

2. 交付確定額 金 円

別紙 1

【管理体制の整備・強化に対する支援費の構成について】

○管理体制の整備・強化に対する支援として、当該年度に土地改良区等が管理に要した費用のうち、多面的機能の発揮に相当する費用（水管理の担い手の育成・確保に要する人件費等を含む。）、施設管理の合理化、高度化及び地域防災に対応するために必要となる補完的な施設整備に要する費用及び専門家による施設管理の現地指導等に要する費用に対して県と市町村が支援する経費とし、次の費目を対象とする。

①操作運転費

対象施設の操作運転に要する経費

ア) 技術者賃金 対象施設に係る操作技術者に対する給料及び諸手当

イ) 共済組合負担金等 技術者賃金から支弁されるものに係る共済組合負担金および保険料

②点検整備費

対象施設の点検整備に要する経費

ア) 技術者賃金 対象施設に係る点検整備の技術者に対する給料及び諸手当

イ) 共済組合負担金等 技術者賃金から支弁されるものに係る共済組合負担金および保険料

③施設管理費

①、②以外の維持管理に必要な経費のうち、次の費目を対象とする。

ア) 賃金

対象施設の管理に携わる者に対する給料および諸手当

④施設費

施設の保守管理及び整備（除塵、浚渫、除草等）に係る経費並びに施設の運用に必要な交換部品及び整備用品費

⑤調査費

管理に必要な水文、気象等の調査観測に係る経費

⑥諸油脂費

管理に必要な施設機械の燃料経費

⑦整備補修費

日常の点検を越える内容の点検保守、更新経費

⑧補完的整備費

管理の合理化・高度化及び地域防災対策等のために必要となる補完的な施設整備に係る経費

⑨電力料

施設運用に必要な基本電力料および使用電力料

⑩技術支援に要する経費

専門家による施設管理の現地指導や水管理に係る技術や知識の習得・向上に向けた取組に係る経費

別紙 2

【地域水利施設活用事業（県営造成施設）支援事業のフローチャート】

